

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（個）第3号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年9月13日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日頃、福山市〇〇の〇〇で私が〇〇署初動捜査係員とやりとりしたことがわかる捜査日誌」の開示請求を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、作成又は取得していないとして、法第82条第2項の規定により、本件請求に対して自己情報不存在の決定（以下「本件処分」という）を行い、令和6年10月2日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年10月8日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 処分の経過について

ア 検索対象文書について

捜査日誌の保存期間は、作成年月日の翌年末までの1年としている。もし仮に、〇〇署初動捜査係運用要領の一部改正についてが、令和〇年〇月〇日付けで廃止されたとしても、本件開示請求書の提出日において捜査日誌は保存期間内である。

イ 検索及び処分結果について

審査請求人は広島県警察情報公開センター職員には〇月〇日〇〇初動捜査三係と伝えている。そうすると初動捜査三係は何らかの内偵捜査をしていたことになり、これを隠すために作成又は取得していないとしたと思料する。したがって、本件処分は不当である。

(2) 弁明の理由について

ア 不存在とした理由について

(1)イにより審査請求人の個人情報の記載はあると主張する。

イ 審査請求人の主張に対する弁明について

(1)イにより、個人情報の記載がないことはあり得ず、法律の規定にも趣旨にも基づいていないから、本件処分は違法である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 処分の経過

ア 開示請求

審査請求人は、令和6年9月13日付け自己情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により、「令和〇年〇月〇日頃、福山市〇〇の〇〇で私が〇〇署初動捜査係員とやりとりしたことがわかる捜査日誌」の自己情報開示請求を行った。

イ 検索対象文書

本件開示請求書の対象文書と認められる、〇〇警察署における「捜査日誌」とは、同署初動捜査係がその勤務において作成する日誌である。

初動捜査係は、事件事発発生直後の捜査活動を行うことを任務としており、対応した事案概要を捜査日誌に記載している。

同捜査日誌は保存期間を1年として、〇〇警察署において「〇〇警察署初動捜査係運用要領の一部改正について」（平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号。以下「運用要領改正示達」という。）で示達された文書であるが、

同示達については令和〇年〇月〇日付けで廃止されている。

ウ 検索及び処分結果

本件開示請求書には「令和〇年〇月〇日頃」と記載されていたが、審査請求人から広島県警察情報公開センター職員に対して「初動捜査係員とやり取りしたのは〇月〇日であったかもしれない」旨の申し出があったことから、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間に、〇〇警察署において作成された捜査日誌を確認したが、それらの捜査日誌に「〇〇」又は審査請求人に関する個人情報の記載は認められなかったため、本件処分を行った。

(2) 弁明の理由

ア 不存在とした理由

捜査日誌に審査請求人の個人情報が記載されていないため。

イ 審査請求人の主張に対する弁明

「本件処分は不作為であるから、法第 82 条第 2 項の規定に違反しており、違法である。」との主張について、前(1)のウのとおり、審査請求人からの請求及び申し出のあった日付の捜査日誌を検索し、審査請求人に関する個人情報の記載がないことを確認した上で、法律の規定に基づき本件処分を行っている。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「令和〇年〇月〇日頃、福山市〇〇の〇〇で私が〇〇署初動捜査係員とやりとりしたことがわかる捜査日誌」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録されている可能性がある文書は、〇〇警察署の初動捜査係がその勤務において作成する捜査日誌であって、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間に〇〇警察署において作成された捜査日誌を確認したところ、それらの捜査日誌に「〇〇」又は審査請求人に関する個人情報の記載は認められなかったため、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分を行ったものであることから、以下、本件請求情報を不存在としたことの妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 捜査日誌について

審査請求人は、「令和〇年〇月〇日頃、(中略)私が〇〇署初動捜査係員とやりとりしたことがわかる捜査日誌」に含まれる自己情報の開示を求めている。

実施機関は、弁明書において、「捜査日誌」とは運用要領改正示達で示達された文書であって、〇〇警察署〇〇課初動捜査係(以下、単に「初動捜査係」という。)がその勤務において作成する日誌であり、初動捜査係が対応した事案概要を記載するものであることから、捜査日誌を検索対象の行政文書としたとしている。

審査会において運用要領改正示達及び同示達において改正後のものとして示されている〇〇警察署初動捜査係運用要領の規定を見分したところ、同要領では、初動捜査係の編成、勤務等とともに捜査日誌の作成について定められており、初動捜査係は同要領で定められた様式により捜査日誌を作成するものとされていた。また、同要領で定められた捜査日誌の様式には、当該捜査日誌に係る勤務日における事件名、捜査結果、臨場者等を記載することとされていた。

このことから、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報記録されている可能性がある文書として捜査日誌を検索対象の行政文書としたことは、妥当であると認められる。

(2) 捜査日誌の検索について

実施機関は、弁明書において、本件開示請求書に記載された審査請求人と初動捜査係員がやりとりをした日とする日は令和〇年〇月〇日頃であるが、審査請求人は広島県警察情報公開センター職員に対して「初動捜査係員とやり取りしたのは〇月〇日であったかもしれない」旨の申出を行っていることから、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間に〇〇警察署において作成された捜査日誌を確認したと説明している。

本件開示請求書の記載が「令和〇年〇月〇日ごろ」とあるところ、審査請求人の申出も踏まえて、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの捜査日誌を検索対象としたとの実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、検索の対象とした捜査日誌の特定は妥当である。

(3) 審査請求人の個人情報の存否について

審査会において、実施機関から令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間に〇〇警察署において作成された捜査日誌の写しの提出を受けて、その内

容を確認したところ、実施機関が説明するとおり、当該捜査日誌は、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間に〇〇警察署において作成された捜査日誌であって、その中に審査請求人の氏名等、審査請求人が識別され、又は識別され得る情報は含まれておらず、また、「〇〇」が関係していると認められる記載はなかった。

これらのことからすると、審査請求人の求める保有個人情報に記載された文書は作成又は取得していないとの実施機関の主張に、不自然・不合理な点は認められない。

(4) 小括

以上のことから、実施機関が、本件請求情報は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月5日	・ 諮問を受けた。
令和7年11月27日 (令和7年度第8回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年12月25日 (令和7年度第9回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授